

令和元年5月13日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和元年第2回魚沼市議会定例会について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 5月13日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
第2回定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり6月14日とし、会期は7月3日までの20日間とした。  
審議予定については、別紙「令和元年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。  
一般質問の取り扱いについては、別紙「令和元年第2回(6月)定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は6月10日正午とした。  
その他で、議員の身だしなみに関して検討したが、今後の方向性について、次回改めて協議することとした。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

(1) 令和元年第2回魚沼市議会定例会について

(2) 平成31年第1回定例会の課題等について

(3) その他

2 日 時 令和元年5月13日 午前10時

3 場 所 広神庁舎 3階 301会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、  
大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務政策部長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

関矢委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

### (1) 令和元年第2回魚沼市議会定例会について

関矢委員長 日程第1、令和元年第2回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1) 招集期日について執行部から説明をお願いします。

佐藤市長 6月14日、招集でお願いしたいと思います。

関矢委員長 ただいま説明のあった招集期日について、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、招集期日は説明のとおり6月14日と決定いたしました。(2)会期及び会議予定について、事務局長に説明させます。

櫻井議会事務局長 (資料「令和元年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)」により説明)

なお、7月3日の最終日におきましては、常任委員会の任期が満了ということになります。したがって、追加日程によりまして人事案件が出るのが予想されますので、一応ご報告させていただきます。

関矢委員長　ただいまの説明について、質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。お諮りします。会期については、6月14日から7月3日までの20日間とし、会議予定は令和元年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)のとおりとすることにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、会期は6月14日から7月3日までの20日間とし、会議予定は別紙令和元年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)のとおりとすることに決定いたしました。

次に、(3)一般質問について、事務局長に説明をさせます。

櫻井議会事務局長　(資料「令和元年第2回(6月)定例会一般質問の取扱いについて(案)」により説明)

関矢委員長　ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし)ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りします。一般質問については、別紙、令和元年第2回(6月)定例会一般質問の取り扱いについて(案)のとおり実施することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。なお、一般質問の締め切り期限は6月10日、月曜日、正午となります。

この後の日程は主に議会内部の調整等になりますので、ここで執行部で報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし)それでは、執行部で協議、報告事項はありますか。

佐藤市長　ありません。

関矢委員長　委員の皆さんから執行部に対し何かありませんか。(なし)なければ、これで執行部からは退席いただきたいと思えます。しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩(10:05)

執行部退席

再　　開(10:06)

関矢委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

## (2) その他

関矢委員長　日程第2、その他についてを議題といたします。

お手元の資料「議員としての行動について」をご覧ください。本件については、4月2日開催の議長・委員長会議、及び4月25日開催の全員協議会で全議員へ議員としての行動について議長名で周知がなされたものでありますが、周知内容、特に服装、履物に曖昧な点があり、はっきりしないのではないかとの意見があり、議会運営委員会で再度検討するものとされたものであります。難しい検討事項ではありますが皆さんからのご意見を伺いたいと思えます。しばらくの間休憩とし、委員間の自由討議としたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし)しばらくの間、休憩いたします。

休 憩（10：06）

休憩中に自由討議

- ・服装といっても、書いてあるとおり市民・職員からの批判がないように留意しながら、自己判断で行うようにしたらどうか。議長名の文書のとおりでいいと思う。
- ・身だしなみは、男性は公式の場においてはネクタイ着用が必要と思っている。クールビズはまた別に考えなければならない。女性の制限はどうかよくわからない。
- ・作業服やジーパンなど、議会等の場所にふさわしくない服装は確かにあると思うが、いろいろなことを制限しなくてもいいのではないかと思う。
- ・服装の色などは趣味の範疇であって、女性として恥ずかしくない服装であれば構わないのではないか。
- ・線引きは難しい。男性だけ線引きもおかしい。線引きするなら性別関係なくするべき。男性はこうで女性はこうだと型にはめていいのかということもある。
- ・市民の批判のない程度の服装を自分自身で意識してやればいいのかという結論も一つの方向だと思うが、元の議論に戻ってしまう。
- ・線引きをするか。するとすれば内容を検討しなければならない。線引きなしで、非常に曖昧な言葉になるが、議員個々が自覚の中で議会全体が品位を保てるような服装を心がけるか。
- ・できれば線引きをしてはっきりしたほうがいい。個々の考えに沿っては不適切な服装の人もいる。規則をつくって線引きをしたほうがいい。
- ・男性については職員向けの通知程度でいいと思う。普段着と見られない格好ということになるのではないか。
- ・国、県、市も実施しているクールビズの期間は、特別なことがあるとき以外はネクタイ着用の必要はないと思う。 Poloシャツではなく少なくともワイシャツが望ましい。
- ・線引きすべきと思う。どういうときにネクタイが必要かなども含めて明文化しようという話だと思う。時代に逆行しているとか、女性はどうかという点は議論の必要がある。
- ・もし線引きするなら、きちんとした服装は男女問わずスーツ着用と思う。両方一緒ということなら網羅できるのではないか。線引きしたいわけではない。
- ・線引きするというのとは一つの方法かもしれないが、現代は個性が大事にされる時代でもあり、あまり型にはまった形でやるのはいかがかと考える。自分の個性をいかしながら、市民や職員からの批判のない形でやるよう全協で徹底をする。
- ・履物についても身だしなみの一つなので、職員向けの通知並みにサンダル、スリッパは禁止としてはどうか。
- ・個性は大事な部分だと思うし、拘束するのではなくある程度の範囲でやるというのは確かにそうであるが、モラルやルールを守ったうえでの個性や自由だと思う。その部分が守れないのであれば何らかのルールをつくって線引きをすることになる。ぜひ線引きをしてもらいたい。
- ・ふさわしくないものを規定の中に書き込む。履物ならサンダル、スリッパはだめであるとか、服装についてはこれとこれはだめみたいな形で書くことでどうか。スーツしかだめというわけにはいかないと思う。

・議員に任せればよいという意見と、任せておくと歯どめがないので歯どめをつくるという考え方もある。線引きをするにしても洗い出さないとならない。

再 開 (10 : 19)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいまの件につきましては、今後もう一度皆さんと検討させていただき、規定をつくる方向になるのか、どの程度のことになるのかは今後のことにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし) 以上のようにさせていただきます。

通知文書の2、執務室への出入り又は会話について、3の職員の呼称については記載のとおりであります。最近、本通知のとおり行動となっていない議員がおられるという苦情もいただいておりますので、各議員の皆さんは本通知を再認識の上、議員としての行動をお願いしたいと思います。本通知につきましては、改めまして議長名で全議員に会議録とあわせて送付いたします。

渡辺委員 前にもお話しさせてもらったんですが、最近そういう議員がいますとか、個々に胸に手を当ててみてくださいというお話をするんですけども、なかなかその方に伝わらなかつたり、もしかしたら私かもしれないんですけども、そうすると、やはり議長のところに固有名詞を出して執行部側からは話が来ていると思います。その際に全員の前でする必要はないですけども、議長のほうからご本人に対してこのようなことが来ておりますということくらいは、議長の役目として言っていただきたいと思います。私が一期目のときには、議長のほうからこういうことがあるからと会派の代表あるいは個人に対して注意を受けたことがあるんですが、最近そういったことがなく個々の胸に手を当ててと言われるんですが、そこを本人がわからないとなかなか改善されないとところもあるかと思っておりますので、そこは議長の役目としてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とし、自由討議とさせていただきます。

休 憩 (10 : 26)

休憩中に自由討議

再 開 (10 : 27)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。休憩中にお話しがありましたように、そういうクレームが議長宛てに来たときには、議長から個々に注意をしていただくということでもよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定させていただきます。

その他、委員の皆さんのほうで協議事項等はありませんか。(なし) なければ、その他を終わります。次回の委員会は、6月6日、木曜日、午前10時から開会いたします。本日の会議録については委員長に一任願います。議会運営委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (10 : 28)